

法律

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十九号

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律

第一条 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項中「七月二十日」を「七月十五日」に改め、同条敬老の日の項中「九月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(老人の日及び老人週間)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同日二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

附則

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
厚生労働大臣 坂口 力

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第六十号

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律

第一条 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 国の財産の利用等(第三章第五条)を「第二章 国の財産の利用等(第三章第五条)」に、「第七節 補則(第四十五条)」に、「第七節 補則(第四十五条)」を「第七節 補則(第四十五条)」に改める。

第四十七条を「第三章の二 通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務(第四十七条の五)」に改める。

第四十七条の二 通信・放送機構の業務(第四十七条の五)に「(第四十八条)」を「(第四十八条の九)」に改める。

八条・第四十八条の二に改める。第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 基本方針(基本方針)

第五条の二 総務大臣及び経済産業大臣は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進の目標に関する事項
- 二 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進を重点的に図るべき基盤技術の分野に関する事項
- 三 民間において行われる基盤技術に関する試験研究の成果の普及に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する重要事項

3 総務大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十一条中「副理事長一人」を削り、「四人」を「二人」に改める。

第二十二條第三項を削り、同条第四項中「理事長及び副理事長」を「及び理事長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十三條第二項中「副理事長及び」を削る。第二十六條第三項中「副理事長又は」を削る。

第二十七條中「理事長又は副理事長」を「又は理事長」に改める。第三十一條第一項第二号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第六項中「第三十一條第二項又は」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 通信・放送機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第一節 通信・放送機構の業務(通信・放送機構の業務)

第四十七條の二 通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)以下「機構法」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか、民間において行われる基盤技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む))の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち総務省の所掌に係るものに限る。以下この条において「通信・放送基盤技術」という。に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。

- 一 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等(政府及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第四十七條の六第一号において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- 二 海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいすること。
- 三 通信・放送基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

四 通信・放送基盤技術に関し調査すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(実施計画) 第四十七條の三 通信・放送機構は、総務省令で定めるところにより、前条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

(特別の勘定) 第四十七條の四 通信・放送機構は、第四十七條の二に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(機構法の特例) 第四十七條の五 第四十七條の二の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第四項中「研究開発出資業務」という。とあるのは「研究開発出資業務」という。に必要な資金、基盤技術研究円滑化法(以下「基盤法」という。第四十七條の二に規定する業務)と、機構法第三十四條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び基盤法第四十七條の四に規定する特別の勘定(以下「基盤技術研究促進勘定」という。)」と、同条第三項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び基盤技術研究促進勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び基盤法」と、機構法第三十九條及び第四十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は基盤法」と、機構法第四十一條第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資、基盤技術研究促進勘定に係る出資」と、機構法第四十二條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び基盤技術研究促進勘定」と、機構法第四十三條第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(基盤法第四十七條の二に規